

新・アジア家族法三国会議

— 第7回会議 —

日時 2017年11月26日(日) 9:20~17:00

会場 早稲田大学 早稲田キャンパス 8号館 地下101教室
住所 東京都新宿区西早稲田1-6-1

懇親会場 リーガロイヤル東京 3階「ガーデンテラス」
住所 東京都新宿区戸塚町1-104-19
電話 03-5285-8962
※会議場より徒歩5分

テーマ 「同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題」

《プログラム》

- | | | |
|-------------|--|--------------------------|
| 9:00 | 受付開始 | |
| 9:20 | 開式 | |
| 9:40 | シンポジウム—問題提起 | |
| 9:50 | 韓国における現行法の特色、規定 | 玄昭恵 (韓国・成均館大学校法学専門大学院教授) |
| 10:05 | 韓国における実務上の問題点・対応策 | 金允貞 (韓国・司法政策研究院研究委員、判事) |
| 10:20 | 韓国における立法提案と課題 | 徐鐘喜 (韓国・建国大学校法学専門大学院教授) |
| 10:35 | 台湾における社会現況、問題と対策 | 徐慧怡 (台湾・台北大学法律学系教授) |
| 10:50 | 台湾における審判実務の問題と対策 | 頼淳良 (台湾・台湾高等法院花蓮分院審判長) |
| 11:05 | 台湾における法制化の検討と課題 | 鄧學仁 (台湾・中央警察大学法律系教授) |
| 11:20~11:30 | 《休憩》 | |
| 11:30 | 日本の現状や問題点 | 中川重徳 (日本・弁護士) |
| 11:45 | 日本における裁判や実務上の問題点 | 山下敏雅 (日本・弁護士) |
| 12:00 | 日本における学説や立法の動き | 棚村政行 (日本・早稲田大学教授) |
| 12:15 | 同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題—アジア諸国の動向 | 伊藤弘子 (日本・名古屋大学特任准教授) |
| 12:30 | 同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題—欧米諸国の動向 | 渡邊泰彦 (日本・京都産業大学教授) |
| 12:45~13:30 | 《休憩》 | |
| 13:30 | シンポジウム—同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題(第1部) | |
| 15:00~15:20 | 《休憩》 | |
| 15:20 | シンポジウム—同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題(第2部) | |
| 16:50 | 総括 (17:00 終了予定) | |
| 18:00 | 懇親会(リーガロイヤル東京・3階「ガーデンテラス」)(20:00 終了予定) | |

※内容は予告なく変更する場合があります。

■ テーマ「同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題」—企画の趣旨

世界で同性婚を認める国は、オランダ、ベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、デンマーク、フランス、南アフリカ、アルゼンチン、カナダ、ニュージーランド、ウルグアイ、イギリス、ブラジル、米国、メキシコ、ルクセンブルク、アイルランド、グリーンランド(デンマーク自治領)、エストニア、フィンランドなど 20 か国以上にのぼっている。

最近では、アジアでは、2017年1月から、台湾の立法院(国会)で同性婚の導入に向けた議論がはじまった。2016年の台湾法務部が行った世論調査では、国民の71%が同性婚に賛成するという結果が出た。そこで、推進派は、性的マイノリティの人々の差別や人権を守るためにも、同性婚を民法で認めるように求めている。これに対して、反対派は、同性婚は婚姻を男女に限る憲法に違反し、子どもや社会にも悪影響を及ぼすと批判する。もし、台湾で同性婚を民法又は特別法で容認することになれば、アジア初の同性婚の法制化に踏み切ることとなる。

他方、韓国や日本では、同性婚に対しては、まだまだ消極的な意見が強い。2014年の韓国での世論調査の結果では、LGBTを受け入れると回答したのは23.7%にすぎなかった。2016年にソウル大学の学生会長選挙でレズビアンであることをカムフラウトした女性が90%近い得票率で選出されるなど若い人たちを中心に、理解は広がりつつある。同性婚を認めるように求めた訴訟では、2016年5月に原告側が敗訴している。

日本でも、2003年に性同一性障害者の性別変更特例法が制定されるなど、少しずつ性的少数者の差別解消や人権尊重に向けた動きが活発化してきた。とくに、2015年の3月に東京都の渋谷区が同性カップルに証明書を発行するための条例を制定するなど、同性パートナーの証明書を発行したり、性的マイノリティに対する配慮を求める自治体は、世田谷区、宝塚市、那覇市、伊賀市、札幌市、千葉市など広まってきた。

そこで、第7回会議は台湾、韓国、日本において、性的マイノリティの法的地位や人権侵害の現状や背景を探りつつ、同性婚など権利擁護のための取り組みを取り上げ、今後の課題や方向性につき議論することで、アジア型の同性パートナーシップ制度や同性婚を認めることの意義と課題について議論を深める。

■ 参加申込書 ※下記「お問い合わせ先」あてまでFAXあるいはE-Mailにてお申し込み願います。

- *1) 会議への参加費、懇親会費は不要です。下記の申込書にて事前にお申し込みください。
- *2) 2017年11月11日(金)までにお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

(1) 第7回新・アジア家族法三国会議に参加します。

(2) 懇親会に(出席・欠席)します。

お名前: _____

ご所属: _____

ご住所: 〒 _____

E-Mail: _____

■ お問い合わせ先 (参加申し込み先)

新・アジア家族法三国会議事務局
〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6(日本加除出版株式会社内)
TEL 03-3953-5757 / FAX 03-3953-5772 / E-Mail office@kajo.co.jp